

特別徴収義務者
指 定 番 号

(お問い合わせの際は上記番号をお知らせください)

令和 8 年 度

町民税・県民税・森林環境税特別徴収に関するつづり

納税者に退職、転職等の異動があった場合には、すみやかに
給与所得者異動届出書を提出してください。
(給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書)

川根本町役場（税務住民課税務室）

〒428-0313

静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

電話番号 0547-56-2223

このつづりの内容

1. 特別徴収事務の取扱い……………P 1
2. 一括徴収税額・退職所得に係る町民税・県民税・森林環境税の納入方法について……………P 5
3. 納入金額の訂正方法について……………P 6
4. 納期の特例制度について……………P 7
5. 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書……………P 8
6. 特別徴収税額通知受取方法変更届出書……………P 9
7. ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書……………P 10
8. 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（5部）……………P 11
9. 普通徴収から特別徴収への切替届出書（3部）……………P 19
10. 特別徴収税額差引簿……………P 24

納入取扱金融機関

川根本町役場・総合支所、静岡銀行、島田掛川信用金庫、大井川農業協同組合
各ゆうちょ銀行・郵便局（注2参照）

（注1） 上記の金融機関で送金された場合には送金手数料がかかりません。

（注2） 静岡・愛知・三重・岐阜県以外のゆうちょ銀行・郵便局に納入される場合は、このつづりにあるゆうちょ銀行・郵便局指定通知書にゆうちょ銀行・郵便局名を記入して、当初納入される際そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。前年度より引き続き同じゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合は、「指定通知書」を提出する必要はありません。

（注3） 金融機関等の統廃合等により、名称が変更される場合があります。

特別徴収義務者 様

川根本町長

令和8年度 個人町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

平素、町民税・県民税の特別徴収につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び同法第321条の4並びに川根本町条例第45条の規定によって、あなたを本年度町民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定させていただきました。次頁以降の書類により徴収及び納入について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税義務者の便宜をはかるため、地方税法並びに町税条例の規定によって納税者が1年間に納めなければならない町民税・県民税・森林環境税の税額を、12分の1ずつに分けて（6月から翌年5月まで）毎月の給与支払の際に各納税者から月割額を徴収して取りまとめのうえ、納入していただく制度をいいます。

ただし、特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下の納税者については、6月に支払をする給与（最初に徴収すべき月の給与）から全額を徴収していただきます。

2. 特別徴収義務者とは

本年4月1日現在における納税義務者に対し、給与または退職手当等の支払をする所得税の源泉徴収義務者を地方税法並びに町税条例の規定により、町民税・県民税の特別徴収義務者として指定することになっております。特別徴収義務者は特別徴収税額の通知書により、給与等から町民税・県民税・森林環境税を徴収し納入していただく義務を負っていただくこととなります。

退職所得分にかかる町民税・県民税についても、退職手当等の支払時に町民税・県民税の所得割額を徴収し納入していただくこととなります。

3. 納税者への通知書交付

- ① 同封の「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を直ちに本人に交付してください。

退職等（退職、転勤、長期欠勤及び休職、死亡、会社解散等）の理由によって交付できない方がいる場合には、すみやかに別紙の「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を御記入のうえ、その方の「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」と併せて提出してください。

- ② 特別徴収税額の通知後に「特別徴収税額の変更通知書」を受け取ったときは、変更になった月割額によって徴収し、納入してください。

また、「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」が同封されていた場合は直ちに本人へ交付してください。

- ③ 納税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、納税者が給与所得以外の所得を普通徴収として希望される場合は、その旨を遅くとも3月末日までに申し出てください。

4. 特別徴収税額の納入方法

- ① 徴収方法は、月割額を毎月給与の支払をする際に各納税者より徴収して、別冊「納入書」により翌月10日（休日、土・日曜日の場合は翌営業日）までに金融機関に納入してください。

なお、取扱金融機関については、表紙裏面下側を参照してください。

- ② 退職所得に係る町民税・県民税の納入については、退職手当の支払の際、支払者（特別徴収義務者）が税額を計算して徴収し、別冊「納入書」の退職所得分欄および裏面の納入申告書に所要事項を記入のうえ徴収した日の翌月 10 日（休日、土・日曜日の場合は翌営業日）までに納入してください。

5. 納期限までに納入されなかった場合

納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 14.6 パーセント（平成 26 年 1 月 1 日以降の期間（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間を除く。）については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定にする平均貸付割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合。納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（延滞金特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金）が加算されます。この場合における年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

翌年 1 月 1 日以降については、この割合が変更となる場合がありますので御注意ください。

また、督促状が發布されますと 100 円の督促手数料も追加され、この督促状を交付した日から起算して 10 日を経過した日までに未納に

係る徴収金を完納しない場合には延滞処分を受けることとなりますので、納期限までに必ず納入されるようお願いいたします。

6. 納税義務者が退職、休職、転勤等により異動した場合

- ① 納税者に退職、休職、転勤等による異動があった場合には、別紙の「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記入して、異動のあった月の翌月 10 日までに必着でお願いします。この提出が遅れますと退職者、転勤者の分まで誤って特別徴収義務者の滞納となったり、町の事務処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の町民税・県民税を納めることとなりますので、遅滞なく提出してください。

- ② 退職、休職等の異動によって特別徴収ができなくなった税額（未徴収税額）は、納税者個人が普通徴収の方法で、異動があった月の後に到来する納期（8 月、10 月、1 月）に分けて納税通知書により納入していただくことになっておりますが退職者等で 10 月 10 日までに異動届出書が町に到着しない場合は退職後に到来する 1 回だけの納期（1 月）で全額を納付していただくこととなりますので、10 月以降の異動の場合には、納税者の了解を得て未徴収税額を退職時に支払をする給与・退職手当等から徴収し納付して下さるようお願いいたします。

なお、翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職した方については未徴収税額を納税者の申し出に関係なく 5 月 31 日までに支払われるべき給与・退職手当等を支払う際、必ず未徴収税額を一括徴収し納入していただくことになっておりますので、十分ご留意のうえよろしく申し上げます。

7. 退職金が支払われた場合

退職所得に対する町民税・県民税の税額の計算および徴収は、退職手当の支払者が行い、退職手当の受給者が本年1月1日現在お住まいの市区町村に、申告し納入していただくことになっております。

① 納税義務者

退職手当等の支払を受ける方で、**退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在の住所が川根本町にある方です。**

② 税額の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の支払金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

退職所得の金額	×	税 率		=	税 額	
		町民税 6 %	県民税 4 %		町民税額 A	県民税額 B

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- ※1 控除額が80万円に満たないときは80万円。
- ※2 障害退職の場合は100万円加算されます。
- ※3 勤続年数が5年以内の法人役員等については、2分の1を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

③ 特別徴収票

特別徴収票は退職所得の源泉徴収票と同一用紙で3部複写になっていますので、その内、左下端に市町村提出用とあるものを**退職後1ヶ月以内**に提出してください。

なお、特別徴収票は管轄の税務署または税務住民課まで、御請求ください。

④ 納入方法

特別徴収税額納入書に所要事項を御記入のうえ（裏面の**納入申告書も必ず記入してください。**）、徴収した月の翌月10日（休日、土、日曜日の場合は翌営業日）までに納入してください。

なお、納入書がない場合は税務住民課税務室まで、御請求ください。

2. 一括徴収税額・退職所得に係る町民税・県民税の納入方法について

納入書を下図のように訂正してください。給与所得者異動届出書および退職所得の源泉徴収票もすみやかに提出してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※町記入欄

令和〇〇年 9月 1日 提出

所在地 〒428-0313 川根本町上長尾1234

特別徴収義務者 指定番号 8300013

名称 株式会社〇△商事

連絡先 係 給与 氏名 茶畑みどり

電話 (012) 345-6789

給与所 川根本町上長尾1234

特別徴収税額 (年税額) 120,000

徴収済月 6月分

未徴収税額 (ア) 30,000 (イ) 90,000

異動年月日 令和〇〇年 8月 31日

異動事由 退職

異動後の未徴収税額 1,753,700

1月1日から退職時までの給与支払額 122,640

氏名 川根本太郎 寸又

生年月日 昭和35年 7月 7日

川根本町下長尾432/1

現在住所 同上

個人番号 567890123456

●一括徴収の届出書

1.異動が12月31日以前で本人から申出有 〇〇年 〇月 〇日 提出

2.翌年1月1日以降に退職

●転勤等による特別徴収届出書

令和〇〇年分 退職所得の源泉徴収票 特別徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 川根本町下長尾432/1 世帯主の名及びその続柄 太郎本人

現在の住所 同上

氏名 (役職名) 営業課長 川根本太郎

区 分 支払金額 源泉徴収税額 特別徴収税額

所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分 7,000,000 25,000 27,000 18,000

所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分

所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分

退職所得控除額 600万円 勤続年数 15年 就職年月日 〇〇年9月1日 退職年月日 〇〇年8月31日

支払者 住所(居所)又は所在地 川根本町上長尾1234

氏名又は称 株式会社〇△商事

9月分月割額 279,600円

退職者9月分の住民税額 10,000円

+ 一括徴収税額 90,000円

9月分納付額 359,600円

納入書(表)

個人町民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

静岡県川根本町

市区町村コード 224294 口座番号 00840-1-961055 加入者名 川根本町会計管理者

00250904083000130000000010

年 月 分 指 定 番 号 納入金額(1) 円

3 0 0 9 0 8 3 0 0 0 1 3 279,600

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

退職所得分 45,000

延滞金

督促手数料

合計額 404,600

納取日付印

(特別徴収義務者) 住所 428-0313 又は所在地 川根本町上長尾1234

氏名又は称 株式会社〇△商事

町・県民税額計 45,000円

納入書(裏)

町民税 県民税 納入申告書

静岡県川根本町長 殿

令和〇〇年9月3日 提出

令和〇〇年 9月分 人員 1人

退職手当等支払金額 70,000

特別徴収税額 町民税 27,000 県民税 18,000

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) 住所又は 〒428-0313 所在地 川根本町上長尾1234

氏名又は称 株式会社〇△商事

3. 納入金額の訂正方法について

特別徴収税額に変更があった場合は、お手数ですが、すでに送付してあります納付書に印字された納入金額を、下記の例のように訂正してお支払いください。

なお、翌月以降の分につきましても、同様に訂正していただきますようよろしくお願いいたします。

【例】 8月分の特別徴収税額を24,000円から30,000円に訂正する場合

給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

〒 428-0411

川根本町千頭 9816

赤石建設 株式会社

殿

特別徴収税額		349,500		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	2	25,500	12月分	3	30,000		
7月分	2	24,000	1月分	3	30,000		
8月分	3	30,000	2月分	3	30,000		
9月分	3	30,000	3月分	3	30,000		
10月分	3	30,000	4月分	3	30,000		
11月分	3	30,000	5月分	3	30,000		
(備考)							

川根本町

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

川根本町長

- 納入金額の訂正方法
- ① 納入金額(1)の金額を横線で抹消してください。
 - ② その下のマスの中に変更通知書の月割額を記入してください。
- (注) * 〒記号は記入しないでください。
 * 納入書及び納入済通知書も同様に訂正してください。
 * 数字は機械で読み取りますので、はっきりした数字で記入してください。

静岡県川根本町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
224294	00840-1-961055	川根本町会計管理者
令和00年 8月分	指定番号	納入金額(1)
	8176311	24,000 円
納入すべき金額が右	給与分(分を省略)	納
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	入
	延滞金	金
納期限 令和00年9月10日	督促手数料	額
	合計額	(2) 30000

(特別徴収義務者)

住所 〒 428-0411

又は 所在地 川根本町千頭 9876

氏名 又は 名称 赤石建設株式会社 様

領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

4. 納期の特例制度について

給与の支払を受ける方が常時10人未満の事業所等については、所得税の源泉徴収と同様に「特別徴収税額の特例」制度があります。これは納入手続きの簡素化のため、納期を年2回に分けて、つまり6月から11月までの月割額については12月10日（休日・土・日曜日の場合は翌営業日）までに、12月から翌年5月までの月割額については6月10日（休日・土・日曜日の場合は翌営業日）までに、それぞれ納入することができる制度です。

前年度に特例を申請していただいた事業所は、本年度も継続して特例が適用されます。新規で特例を申請する場合は「町民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る納期の特例申請書」を納期限前までに提出してください。（用紙は、川根本町役場税務住民課まで御請求ください。）

なお、次のような場合には、申請の却下または取消しとなることがあります。

1. 従業員等給与の支払を受ける方が、常時10人未満であると認められないとき。
2. 現在、事業所に町税の滞納がある場合。

6. 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

令和__年__月__日 提出 (宛先) 川根本町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____										eLTAX利用者ID			
		名称 (氏名)											特別徴収義務者 指定番号			
		代表者 職氏												担当者 連絡先	所属	
		法人番号														
												電話				

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。				変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。			
受取方法 (特別徴収義務者用)	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面
受取方法 (納税義務者用)	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面	<input type="checkbox"/>	電子データ	<input type="checkbox"/>	書面
通知先 メールアドレス								

【注意事項】

※アルファベットの大文字の^{アイ}I、小文字の^{エル}i、大文字の^{オー(大)}O、小文字の^{オー(小)}o、数字の^{ゼロ}0、^{イチ}1、記号の^{ハイフン、アンダーバー}、_ など判別しにくい文字にはフリガナを付けてください。

- 1 eLTAXを介して給与支払報告書を提出した際に選択した特別徴収税額通知の受取方法等を変更したい場合は、必要事項を記入の上、郵送にてご提出ください。
- 2 年度1回目の決定通知(5月10日頃発送予定)の受取方法の変更を希望する場合は、4月10日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 3 「電子データ」を選択した場合、特別徴収税額通知は電子データによる通知書のみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 4 「書面」を選択した場合、特別徴収税額通知は書面による通知書のみ送付し、電子データによる通知書は送信しません。

【提出先】

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627番地 川根本町役場 税務住民課 税務室 (TEL 0547-56-2223)

7. ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

切り取り線

ゆうちょ銀行・郵便局指定依頼書

年 月 日

川根本町長

特別徴収義務者

所在地 _____

名 称 _____

指定番号 _____

下記ゆうちょ銀行・郵便局を町民税・県民税・森林環境税特別徴収納入取扱いゆうちょ銀行・郵便局として指定してください。

所在地	
名 称	ゆうちょ銀行 店 郵便局

※ 右側の通知書はゆうちょ銀行・郵便局名を記入し直接ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
なお本書は内容を記入のうえ税務住民課宛に送付してください。

切り取り線

指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店 各店長 様

_____ 郵便局長 様

静岡県榛原郡川根本町長



貴店を地方税法 第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱い店・局に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 00840-1-961055
2. 加入者の名称 川根本町会計管理者
3. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

8. 給与所得者異動届出書

納税者に異動(退職・転勤等)があった場合は、別紙異動届出書(川根本町提出用)を**異動のあった月の翌月10日に必着**でお願いします。

※一括徴収のお願い

6月1日から12月31日までに納税者が退職した場合、残税額を納税者の利便と納税の円滑化のために納税者の了解を得て、退職時に支払う給与または退職手当等から一括して徴収し納入して下さるようお願いいたします。

なお、**翌年1月1日以降の退職者**については、地方税法の規定により本人の申し出に関係なく**一括徴収**していただきます。

〔特別徴収に係る給与所得者異動届出書〕

◎記入上の注意

1. 納税者に異動（退職・転勤等）があった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項をご記入のうえ、**異動のあった月の翌月10日に必着**でお願いします。転勤等で引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先と連絡を取り合った後、新勤務先に回送してください。

A. 転勤等（新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合）



B. 退職等（A以外の場合）

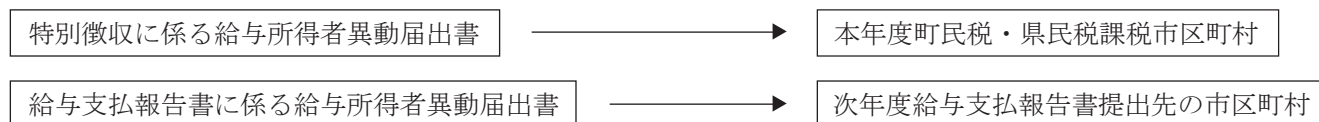


2. 月割額の徴収は、退職・転勤等で異動があった場合、異動のあった日の属する月の月割額まで徴収してください。
3. 一括徴収の場合は、一括徴収欄に記入して徴収してください。なお、12月31日までに退職したときは、納税者の申し出により残税額を一括徴収することができます。納税者の便宜をはかるためにも、納税義務者の了解を得て、退職時に全額納入していただけるようお願いいたします。
翌年1月以降退職したときは、必ず一括徴収してください、（給与または退職手当等が残税額を下回るときは、一括徴収できません。）
4. 町民税・県民税が課税されていない方でも、「特別徴収税額の通知書」に記載されている方は必ず提出してください。

〔給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書〕

◎記入上の注意

1. 給与支払報告書に記載されていた給与の支払を受けている方のうち、1月以降の異動（退職・転勤等）で4月1日現在給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」に必要事項をご記入のうえすみやかにご提出ください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」と用紙を兼ねていますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出している場合は提出の必要はありません。
2. ただし、本年度町民税・県民税課税地と次年度給与支払報告書の提出先が異なる場合で翌年1月以降異動があった場合は、下図のとおり提出してください。



3. 給与支払報告書を提出した方は、給与等の額が少額の方でも1月以降異動があれば必ず提出してください。

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(川根本町提出用)記入例

納税義務者別特別徴収税額の一覧表の「特別徴収税額」欄に記載された金額を記入してください。

異動された納税者の氏名を記入してください。本年1月1日以後姓が変わった場合には旧姓も記入してください。

納税義務者別特別徴収税額の一覧表に記載された住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった日以後の住所を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。

給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
川根本町長	令和〇〇年10月3日提出	所在地	〒428-0313 川根本町上長尾1234	特別徴収義務者 指定番号	8300013		
フリガナ	カワネホン タロウ	フリガナ	カブシキガイシャ オトショウジ	宛名番号			
氏名又は名称	川根本太郎	氏名又は名称	株式会社 ○△商事	所属	給与		
個人番号 又は法人番号	567890123456	個人番号 又は法人番号	1234567890123	氏名	茶畑みどり		
受給者番号		受給者番号		電話	(012) 345-6789 内線 ()		
1月1日現在の住所	川根本町下長尾4321	1月1日現在の住所	川根本町下長尾4321	担連当 絡者先			
異動後の住所	同上	異動後の住所	同上	電話			
特別徴収税額 (年税額)	96,000	特別徴収税額 (年税額)	96,000	異動日	〇〇年 〇月 〇日		
徴収済額	32,000	徴収済額	32,000	異動の事由	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職		
未徴収税額 (ア)-(イ)	64,000	未徴収税額 (ア)-(イ)	64,000	異動の事由	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職		
異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1. 特別徴収継続	異動の事由	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職		
1. 特別徴収継続の場合				新しい勤務先へは、月割額 <u>8,000</u> 円を			
特別徴収義務者 指定番号	〒428-0414	特別徴収義務者 指定番号	〒428-0414	所属	〇月分(翌月10日納入期限分)から		
所在地	川根本町東藤川3456	所在地	川根本町東藤川3456	氏名	徴収し、納入するよう連絡済みです。		
フリガナ	オンセンシヨウカイ カブシキガイシャ	フリガナ	オンセンシヨウカイ カブシキガイシャ	電話	内線 ()		
氏名又は名称	温泉商会 株式会社	氏名又は名称	温泉商会 株式会社	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
担当者連絡先		担当者連絡先		電話	1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、			
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	〇月分(翌月10日納入期限分)で		
理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	64,000 円		
理由		理由		徴収予定日	11月10日		
3. 普通徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、			
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	〇月分(翌月10日納入期限分)で			
理由	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	理由	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	納入します。			
理由	3. 死亡による退職であるため	理由	3. 死亡による退職であるため				
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。				※印の欄は届出者において記載する必要はありません。			
住民コード		住民コード		徴収区分	普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普		
徴収区分		徴収区分		異動事由	退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括		
異動事由		異動事由		更生計算区分	転勤・退職・一括		
決定・開始		決定・開始					

該当する番号を記入してください。

- 特別徴収継続
転勤等により未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収する場合。
- 一括徴収
未徴収税額を事業所において、退職者等から全額徴収し、他の徴収税額と一緒に納付する場合。翌年の1月以降の退職者等については、必ず一括徴収してください。
- 普通徴収
未徴収税額を退職者が直接納付する方法に切り替える場合。翌年の1月以降の退職者等については原則的に普通徴収は不可能となり全て一括徴収していただきます。

転勤、再就職等により異動後の新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、A欄の事項を記入後、新勤務先に回送しB欄に記入のうえ、川根本町役場税務住民課まで提出するよう御連絡ください。

※異動届は、退職や転勤等があった翌月の10日に必着でお願いします。また、御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。
川根本町役場税務住民課税務室 TEL 0547-56-2223

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異年月動日	年 月 日
異動事由	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ()
徴収状況	<input type="checkbox"/> 月分まで徴収済 (一括徴収の場合) <input type="checkbox"/> 月分で納入
転勤先	
名称	
所在地	

切り取り線

川根本町長	令和 年 月 日 提出	給与支払者 特別徴収者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号					
			フリガナ											宛名番号					
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名				
			個人番号 又は法人番号														電話	内線 ()	
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名																		
	生年月日	昭和・平成	年	月	日														
	個人番号																		
	受給者番号											<input type="checkbox"/> 月から	<input type="checkbox"/> 月から	<input type="checkbox"/> 年	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 (事由・理由)			<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日現在の住所											<input type="checkbox"/> 月まで	<input type="checkbox"/> 月まで	<input type="checkbox"/> 月					
異動後の住所											円	円	円	日					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒										法人番号											新しい勤務先へは、月割額_____円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	所在地											担当者連絡先	所属 氏名											受給者番号							
	フリガナ											電話	内線 ()										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要 右から番号を記入							
氏名又は名称																															

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	住民コード										
		徴収区分	普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普									
		異動事由	退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括									
		更生計算区分	転勤・退職・一括									
決定・開始												

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異年月動日	年 月 日
異動事由	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ()
徴収状況	<input type="checkbox"/> 月分まで徴収済 (一括徴収の場合) <input type="checkbox"/> 月分で納入
転勤先	
名称	
所在地	

切り取り線

A欄	川根本町長	給与支払者 特別徴収 義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	
	令和 年 月 日提出		フリガナ		宛名番号										
			氏名又は名称		担連 当絡 者先	所属									
			個人番号 又は法人番号		氏名		電話	内線 ()							
	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名	昭和・平成 年 月 日													
	個人番号														
	受給者番号														
	1月1日 現在の住所														
	異動後の 住所														

B欄	1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額_____円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒										法人番号		
		所在地	〒										担当者 連絡先	所属	
		フリガナ	〒										氏名		
	氏名又は名称	〒										電話	内線 ()		
													受給者番号		
													納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

C欄	2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

D欄	3. 普通徴収の場合										※印の欄は届出者において記載する必要はありません。			
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため										住民コード		
		徴収区分	普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普										異動事由	退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴代替・一括
		更生計算区分	転勤・退職・一括										決定・開始	
所在地														

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異年月動日	年 月 日
異動事由	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ()
徴収状況	<input type="checkbox"/> 月分まで徴収済 (一括徴収の場合) <input type="checkbox"/> 月分で納入
転勤先	
名称	
所在地	

切り取り線

川根本町長	令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号									
			フリガナ											宛名番号									
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名								
			個人番号 又は法人番号														一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電話	内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																						
	生年月日	昭 和 ・ 平 成	年	月	日																		
	個人番号																						
	受給者番号												月	から				月	から		年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 【事由・理由】	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所												月	から				月	まで		月		
異動後の 住所											円	円	円		日								

B 欄	1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額_____円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒										法人番号						
		所在地											担当者 連絡先	所属 氏名					
		フリガナ											電話	内線 ()					
氏名又は名称											受給者番号					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要		

C 欄	2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	月 日				徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円		

D 欄	3. 普通徴収の場合															
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため														
	※印の欄は届出者において記載する必要はありません。	住民コード					徴収区分	普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普				異動事由	退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴切替・一括			
	更生計算区分	転勤・退職・一括				決定・開始										

◎用紙が足りない場合は
コピーでも構いません

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

控

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異年月動日	年 月 日
異動事由	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 ()
徴収状況	<input type="checkbox"/> 月分まで徴収済 (一括徴収の場合) <input type="checkbox"/> 月分で納入
転勤先	
名称	
所在地	

切り取り線

川根本町長	令和 年 月 日 提出	給与支払者 特別徴収者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号					
			フリガナ											宛名番号					
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属 氏名				
			個人番号 又は法人番号														電話	内線 ()	
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名																		
	生年月日	昭和・平成	年	月	日														
	個人番号																		
	受給者番号												月	年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	1月1日現在の住所												月	右から 番号を 記入					
異動後の住所												日							

B欄	1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を		
	新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒										法人番号	_____ 円を	
		所在地											担当者連絡先	所属 氏名	_____ 円を
		フリガナ											電話	_____ 円を	
氏名又は名称											内線 ()	受給者番号	_____ 円を		
徴収状況	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)												<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

C欄	2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、		
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	_____ 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____ 円

D欄	3. 普通徴収の場合												※印の欄は届出者において記載する必要はありません。		
	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため												住民コード	_____
		徴収区分	普徴・特徴・併申告按・年特併・年特普										異動事由	退職・休職・育休普徴・事業所変更・普徴代替・一括	
		更生計算区分	転勤・退職・一括										決定・開始	_____	
所在地															

9. 普通徴収から特別徴収への切替届出書

年の途中に就職者等があり特別徴収を開始する場合は、すみやかに別紙「普通徴収から特別徴収への切替届出書」に所要事項を記入し提出してください。

ただし、翌年1月から5月までの間に就職した人及び切替を希望する人については、翌年度6月から特別徴収となります。

普通徴収から特別徴収への切替届出書（川根本町提出用）記入例

異動される納税者が普通徴収の何期分まで納めていただいたか、また、その合計額も記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

※町記入欄		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(あて先) 川根本町長	所在地 〒428-0411 川根本町千頭 9876	特別徴収義務者 指定番号 8300013	新規	
令和 〇〇年7月4日 提出	フリガナ アカイシケンセン カブシキガイシャ 赤石建設株式会社	法人番号		
特別徴収義務者 給与支払者	代表者の 職氏名 赤石太郎	この届出に係る 連絡先 係氏名 給与 森林和男 電話 (0547)59-〇〇〇〇		
◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「本年度 町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。 ◎翌年度以降の町県民税に係る場合は、必ず特別徴収義務者の法人番号を記入してください。		指定番号 事前通知	要・不要	納入書 要・不要
給与所得者 フリガナ カワネホンサアロウ 氏名 川根本三郎 寸又	(ア) 普通徴収税額 (年税額) 96,000 円	(イ) 普通徴収済額 (年税額) 24,000 円	(ウ) 未徴収税額 72,000 円	異動年月日 令和 〇〇年 8月 7日
1月1日現在の住所 〒428-0313 川根本町上長尾 7890	現在 の住所 〒	期 まで 納付済	令 和 〇〇 年 8 月 7 日	8月分 から (月日納期分) 特別徴収を開始します。
異動理由 ①入社したため ②本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため ③その他	普通徴収分 納税通知書 番号 10001	(不明の場合は省略可)	普通徴収 での口座 振替 有・無	
注意事項 1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。				

異動された納税者の氏名を記入してください。本年1月1日以後に姓が変わった場合は旧姓も記入してください。

本年1月1日現在の住所を記入してください。

開始月は、この届出書を提出された月の翌月分からの開始を目安としてください。

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室 (電話 0547-56-2223)

※	住民コード					
町	異動区分	特徴・年特併				
記	異動事由	普徴から特徴に切替				
入	更正計算区分	就 職				
欄	決定・開始					

※届出書は、就職や切替があった翌月の10日までに必着でお願いします。また、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

川根本町役場税務住民課税務室 TEL 0547-56-2223

控

普通徴収から特別徴収への切替届出書

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異動事由	1 入社 年 月 日 2 本人希望 3 その他
納付状況	普通徴収 <input type="text"/> 期まで納付済
特徴開始月	<input type="text"/> 月分より徴収予定

切り取り線

(あて先) 川根本町長		所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			新 規
令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)		フリガナ 名 称	法 人 番 号		
	代表者の 職氏名		この届出 に係る 連絡先	係 氏名		
			電話			
◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「本年度 町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。 ◎翌年度以降の町県民税に係る場合は、必ず特別徴収義務者の法人番号を記入してください。			指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要
給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	特別徴収開始予定日
フリガナ	旧姓				令和 年 月 日	月分から (月 日納期分)
氏 名		円	円	円	令和 年 月 日	特別徴収を開始します。
生年月日	昭和・平成 年 月 日		期まで納付済			
1月1日現在の住所	〒					
現在の住所	〒					
異動理由	1. 入社したため 2. 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()			普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)	普通徴収 での口座 振替 有・無
注意事項	1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。					

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室 (電話 0547-56-2223)

※ 町 記 入 欄	住民コード	
	異動区分	特徴・年特併
	異動事由	普徴から特徴に切替
	更正計算区分	就 職
	決定・開始	/ ・電算入力

控

普通徴収から特別徴収への切替届出書

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異動事由	1 入社 年 月 日 2 本人希望 3 その他
納付状況	普通徴収 <input type="text"/> 期まで納付済
特徴開始月	<input type="text"/> 月分より徴収予定

切り取り線

(あて先) 川根本町長		給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			新規		
令和 年 月 日 提出			フリガナ 名 称	法 人 番 号						
			代表者の 職氏名	この届出に係る 連絡先			係 氏名			
						電話				
		◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「本年度 町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。 ◎翌年度以降の町県民税に係る場合は、必ず特別徴収義務者の法人番号を記入してください。			指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要		
給 与 所 得 者		(ア)		(イ)	(ウ)	異動年月日		特別徴収開始予定日		
フリガナ		旧姓	普通徴収税額 (年税額)	普通徴収済額	未徴収税額					
氏 名			円	<input type="text"/> 期まで納付済	円	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		<input type="text"/> 月分から (<input type="text"/> 月 日納期分) 特別徴収を開始します。		
生年月日	昭和・平成 年 月 日									
1月1日現在の住所	〒									
現在の住所	〒									
異動理由	1. 入社したため 2. 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()				普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)		普通徴収 での口座 振替	有・無	
注意事項	1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。									

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室 (電話 0547-56-2223)

※ 町 記 入 欄	住民コード	<input type="text"/>
	異動区分	特徴・年特併
	異動事由	普徴から特徴に切替
	更正計算区分	就 職
	決定・開始	/ ・電算入力

控

普通徴収から特別徴収への切替届出書

提出日	年 月 日
個人番号	
氏名	
異動事由	1 入社 年 月 日 2 本人希望 3 その他
納付状況	普通徴収 <input type="text"/> 期まで納付済
特徴開始月	<input type="text"/> 月分より徴収予定

切り取り線

(あて先) 川根本町長		所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			新 規
令和 年 月 日 提出			フリガナ 名 称	法 人 番 号		
給与支払者 (特別徴収義務者)		代表者の 職氏名	この届出 に係る 連絡先	係 氏名	電話	
◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「本年度 町民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。 ◎翌年度以降の町県民税に係る場合は、必ず特別徴収義務者の法人番号を記入してください。			指定番号 事前通知	要・不要	納入書	要・不要
給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	特別徴収開始予定日
フリガナ	旧姓	円	<input type="text"/> 期まで納付済	円	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/> 月分から (<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期分) 特別徴収を開始します。
氏 名						
生年月日	昭和・平成 年 月 日					
1月1日現在の住所	〒					
現在の住所	〒					
異動理由	1. 入社したため 2. 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため 3. その他 ()			普通徴収分 納税通知書 番号	(不明の場合は省略可)	普通徴収 での口座 振替
注意事項	1. 普通徴収の納期が過ぎたものは特別徴収への切替ができませんので、必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐ為、未納期分については、本人あてに送付された普通徴収の納税通知書を必ず添付してください。 (また、納税者が既に普通徴収で1期分でも納付している場合は、納税通知書の表面及び領収書部分の写しを添付してください。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。					

※送付先 〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場税務住民課税務室 (電話 0547-56-2223)

※ 町 記 入 欄	住民コード	<input type="text"/>
	異動区分	特徴・年特併
	異動事由	普徴から特徴に切替
	更正計算区分	就 職
	決定・開始	/ ・電算入力

10. 令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額差引簿

市 名		特別徴収人員	年税額		月割額		特別徴収義務者指定番号	
					6月分	7月以降分		
川 根 本 町		人	円		①	円 ②	円	
月割	月割額 (ア)	退職所得に係る徴収額 (イ)	異動又は税額変更による増減		差引納入額	特別徴収人員	異動理由及び氏名	納入期限
	(ア)	(イ)	増 額 (ウ)	減 額 (エ)	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	人		
6月	①	円	円	円	円			令和 年 月 日
7月	②				③			令和 年 月 日
8月	③				④			令和 年 月 日
9月	④				⑤			令和 年 月 日
10月	⑤				⑥			令和 年 月 日
11月	⑥				⑦			令和 年 月 日
12月	⑦				⑧			令和 年 月 日
1月	⑧				⑨			令和 年 月 日
2月	⑨				⑩			令和 年 月 日
3月	⑩				⑪			令和 年 月 日
4月	⑪				⑫			令和 年 月 日
5月	⑫							令和 年 月 日
合計								

特別徴収義務者の控えとして御活用ください

町より変更通知が送達された場合は月額割（税額の現計）を照合してください

6, 7月分月額割の増減は本表上段の月額割に対する増減を、8月分以降は前月に対する増減を記入してください
退職・転勤等の異動があったときは、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届」を提出してください